

湯沢砂防事務所安全対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、湯沢砂防事務所安全対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所（以下「事務所」という）の工事施工（現場作業が伴う業務委託を含む）にあたり労働災害の防止に関する総合的な計画のもとに、工事の安全施工、労働者の安全衛生の確保及び第三者に対する安全を確保し工事の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 工事の安全に関する意識向上のための建設労働災害防止大会の開催。
- (2) 建設労働災害防止に関する講演会の開催。
- (3) 工事期間中の安全パトロールの実施。
- (4) 安全・施工技術の向上に関する調査研究、並びに発表会の開催。
- (5) その他目的達成に必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会の会員は、事務所長、副所長（技）、事業対策官、建設専門官、工務課長、調査課長、監督職員並びに受注者をもって構成する。

2. 協議会の下部組織として、必要に応じて分会を設ける。

(入会及び脱会)

第5条 協議会の受注者会員は、工事請負契約等の締結または災害応急対策業務の協定締結をもって入会し、工事目的物等の引き渡しまたは協定期間の満了をもって脱会することとする。

(役 員)

第6条 協議会の会長は、事務所長とする。

2. 協議会に会長のほか、次の役員を置く。
 - ・副会長：若干名（副所長（技）、事業対策官及び受注者の代表会社役職員）
 - ・幹事長：1 名（建設専門官（技術審査））
 - ・幹 事：若干名（工務課長、調査課長）
 - ・分会長・副分会長：若干名（工務課専門官、破間川出張所長、中津川出張所長及び受注者の代表会社職員）
3. 役員は会員の中から会長が指名する。
4. 受注者役員の任期は、第5条に拘らず会長が指名する期間とし、必要に応じ

て変更することができる。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会の代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは副所長（技）が会長の職務を代行する。
3. 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を統括する。
4. 幹事は、会員相互の連絡及びその他の事務をつかさどる。
5. 分会長・副分会長は、各分会の運営をつかさどる。

(運 営)

第8条 協議会を円滑に運営するため役員会を置く。

2. 役員会は、第6条の役員をもって構成し、会長は必要に応じて役員会を開催し、協議会の運営に関する基本的事項を決定する。

(顧 問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2. 協議会は第2条の目的達成のため必要に応じ顧問の指導助言をうける。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、事務所 工務課 に置く。

(経 費)

第11条 本会の活動に必要な会場借上げ費、印刷費、通信事務費、謝金等は事務所に
おいて負担する。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し会長が定める。

(付 則)

この規約は 平成 7年4月 1日より施行する。

改正 平成15年6月25日

改正 平成17年4月21日

改正 平成18年7月11日

改正 平成19年7月31日

改正 平成20年8月28日

改正 平成23年8月24日

改正 平成25年9月 2日

改正 平成27年6月 4日

改正 平成29年6月29日

改正 平成30年6月21日

改正 令和 1年6月13日

改正 令和 5 年 7 月 3 日

